

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則の一部を改正する規則

自然環境課

【告示】

（県例規集登載）

○ 家畜検査の実施

畜産課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

○ 自動車専用道路の指定

〃

〃

【公告】

○ 国土調査の成果の認証

県民生活交通課

○ 基本測量の実施

監理課

○ 公共測量の終了

〃

○ 基本測量の終了

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第九号

岡山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則の一部を改正する規則

岡山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則（平成十二年岡山県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「法第七条第四項（法第十二条第六項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）又は」を削り、「第二十八条第六項」の下に「（法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第二百三十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施するので、該当家畜の所有者に対し、これを受けることを命ずる。

平成二十四年三月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 ブルセラ病検査

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、対象となる家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長（以下「管轄家畜保健衛生所長」という。）が別に定めるもの

4 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間（以下「実施期間」という。）において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ブルセラ病の項術式の欄1から3までに規定する検査の方法

二 結核病検査

1 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が別に定めるもの

4 実施の期日

- 5 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
検査の方法

三 ヨーネ病検査

省令別表第一結核病の項術式の欄1に規定する検査の方法

- 1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

- 2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第三号までに掲げる牛、平成二十一年四月一日以降に輸入した牛（検査後一年以内のものを除く。）、平成二十四年四月一日以降に発生都道府県から導入した搾乳に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び過去三年以内にヨーネ病が発生した農場の牛のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

- 4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

- 5 検査の方法

省令別表第一ヨーネ病の項術式の欄1、2及び5に規定する検査の方法

四 馬伝染性貧血検査

- 1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

- 2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第五号から第九号までに掲げる馬

- 4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

- 5 検査の方法

省令別表第一馬伝染性貧血の項術式の欄2に規定する検査の方法

- 五 家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロローラムによるものに限る。以下同じ。）

及びマイコプラズマ病検査

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症及びマイコプラズマ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏（以下「種鶏等」という。）のうち、次の(1)から(3)までに掲げるもの

(1) 自衛検査が未実施又は自衛検査報告が未報告である種鶏業者に係る種鶏等については、全羽数

(2) (1)に掲げるもの以外の種鶏等については、全羽数のおおむね十パーセントに相当する羽数（最小百羽とする。）。ただし、家きんサルモネラ感染症検査に係る当該種鶏等の雄については、全羽数

(3) (2)の家きんサルモネラ感染症検査で陽性鶏が摘発されたときは、種鶏等の全羽数

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

急速凝集反応法

六 腐蛆病検査

1 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

肉眼検査

七 伝達性海綿状脳症検査

1 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

省令第九条第二項第十号に掲げる牛の死体及び同項第十一号に掲げるめん羊又は山羊の死体のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一伝達性海綿状脳症の項術式の欄1及び2に規定する検査の方法

八 アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、牛流行熱検査及びイバラキ病検査

1 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱及びイバラキ病の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

管轄家畜保健衛生所長が発生予察上適当と認めた牛（未越夏牛）

4 実施の期日

原則として六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十一月中旬

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験又は寒天ゲル内沈降反応）

九 高病原性鳥インフルエンザ検査

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 飼養羽数が百羽以上（だちょうの場合は、十羽以上）の家きん飼養農場から管轄家畜保健衛生所長が無作為に飼養規模別に抽出した農場の家きん

(2) その他知事が検査の必要があると認めて通知したもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

◎岡山県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

岡山県知事 石井正弘

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三七四号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
勝田郡勝央町黒土字大河内七七八番三地 先から 美作市位田字才ケハナ三九七番一地先ま で	新	一〇・〇 一三六・〇	五四一九・五
勝田郡勝央町黒土字羽入田七九六番一地 先から 勝田郡勝央町黒土字大河内七七八番三地 先まで	新	八・五 八・五	一六〇・〇
勝田郡勝央町黒土字大河内七七八番三地 先から 美作市位田字才ケハナ三九七番一地先ま で	旧	一三・九 一一八・〇	五四一九・五

一 道路の種類 県道
 二 路線名 津山加茂線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
津山市山北字八子屋敷一〇番一地先から	津山市山北字八子屋敷一〇番一地先から	新	二〇・〇 四四・〇	七一五・〇
津山市山北字八子屋敷一一〇番一地先から	津山市山北字八子屋敷一一〇番一地先から	旧	三・五 二一・四	八一七・〇
津山市小原字立川一二五三番一地先まで	津山市小原字立川一二五三番一地先まで	新	三・五 二一・四	八一七・〇
津山市小原字立川一二五三番一地先まで	津山市小原字立川一二五三番一地先まで	旧	三・五 二一・四	八一七・〇

先から 勝田郡勝央町黒土字大河内七七八番三地 先まで	八・五 八・五	一六〇・〇
----------------------------------	------------	-------

◎岡山県告示第二百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

岡山県知事 石井正弘

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	三七四号	<p>勝田郡勝央町黒土字大河内七七八番三地先から美作市位田字才ケハナ三九七番一地先まで</p> <p>勝田郡勝央町黒土字羽入田七九六番一地先から勝田郡勝央町黒土字大河内七七八番三地先まで</p> <p>津山市山北字八子屋敷一〇番一地先から津山市山北字幸畑七番八地先を経て津山市小原字立川一二五三番一地先まで</p>	<p>平成二十四年三月二十日（十五時）</p> <p>平成二十四年三月二十一日（十四時）</p>
県道	津山加茂線		

◎岡山県告示第二百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第四項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

岡山県知事 石井正弘

道路の種類	道路の路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般国道	三七四号	勝田郡勝央町黒土字大河内七七八番三地先から美作市位田字才ケハナ三九七番一地先まで	平成二十四年三月二十日

〔二二六〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、
 次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十四年三月十九日

岡山県知事 石井正弘

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
倉敷市	平成二十一年七月 ） 平成二十三年三月	倉敷市 地籍図及び 地籍簿	南畝五丁目 南畝六丁目 の一部、南 畝三丁目の 一部	平成二十四年三月九日
新見市	平成二十二年六月 ） 平成二十三年九月	新見市 地籍図及び 地籍簿	神郷油野の 一部	平成二十四年三月九日
新見市	平成二十年五月 ） 平成二十三年九月	新見市 地籍図及び 地籍簿	哲西町八鳥 の一部	平成二十四年三月九日

〔二二七〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年三月十九日

岡山県知事 石井正弘

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、和気町	測量区域
基本測量（精密地形調査）	測量の種類
平成二十四年三月十四日から平成二十五年三月三十一日まで	測量期間

〔二二八〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十四年三月十九日

岡山県知事 石井正弘

倉敷市藤戸天城地区	測量区域
公共基準点改測量業務（二級改測一点、二級埋設一点、三級改測二十一点、三級埋設三点）	測量の種類類
平成二十四年三月三日	終了年月日

〔二二九〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十四年三月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山市、新見市、真庭市	測量区域
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）	測量の種類
平成二十四年二月二十九日	終了年月日